【役務の提供の部－市内】

いわき市入札参加資格審査申請書提出要領
（登録部門：役務の提供の部）

いわき市が下記の登録期間に実施する競争入札に参加を希望する**本店又は本社の所在地が市内で、新規登録又は業種追加を希望する方**の「入札参加資格審査申請」を次のとおり受け付けます。

入札参加資格審査申請にあたっては、本要領の内容を十分に確認の上、提出してください。

なお、本要領の中で、特に御注意いただきたい箇所については「重要」の表記を付けていますので、御確認ください。

1　受付期間　重要 令和７年５月１日（木）から令和７年５月 31 日（土）まで（受付期間末日の消印有効）

2　申請書類の提出

⑴　**提出方法**　重要 **「書留郵便（一般または簡易）」「レターパックプラス（赤色）」による郵送**

【　送　付　先　】	いわき市 財政部 契約課 工事契約係 〒970－8686　いわき市平字梅本 21 番地
【問い合わせ先】	TEL（代表）0246（22）1111　内線 2492～2495 （直通）0246（22）7419　（FAX）0246（22）1251

※　封筒の表側に重要 **「入札参加資格審査申請書在中（役務の提供の部）」と記入**してください。
なお、登録部門が複数ある場合は 1 つの封筒に同封してかまいませんが、登録通知送付用の 110 円切手は、登録部門ごとに１枚添付する必要がありますのでご注意ください。

⑵　**記載事項に係る基準日について**

申請書類の記載事項に係る基準日は、重要 **令和７年４月１日現在**となります。（詳細は P.7 をご覧下さい）

⑶　**注意事項**

ア　指定された期間外の申請は、受け付けません。

イ　申請書類様式は、市ホームページからダウンロードしてください。（最新のものを使用してください）

ウ　申請書類に不備等がある場合は、ＦＡＸ等でその内容を連絡しますので、重要 **令和７年６月６日（金）（必着）まで**に「**訂正又は追加**」をして郵送等により再提出してください。

エ　受付期間終了後は、受理した申請内容の変更はできません。提出にあたって、申請書類を十分に確認してください。

3　登録期間　**登録の日（令和７年７月下旬）から令和８年３月 31 日まで**

※　書類審査の結果及び審査内容については、令和７年７月下旬に、入札参加資格審査申請書に記載された「申請者」へ通知します。

4　審査方法

次に掲げる者に該当しないかを審査します。**【適格審査】**

⑴　特別の理由がある場合を除くほか、入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

⑵　法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされる場合において、これを受けていない者

⑶　法人税又は所得税、消費税及び地方消費税並びにいわき市に納めるべき市税を納付していない者

⑷　いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年２月 22 日制定）第４条第１項に規定する排除措置対象者に該当する者

⑸　工事等に関して、保証した者が故意にその義務を免れた場合において、その事実があった日から２年を経過していない者

⑹　資格の審査に関する申請書その他の添付書類について虚偽の事項を記載した者

⑺　次のいずれかに該当すると認められる者で、申請期間の末日において、いわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱（平成 28 年３月 30 日制定）に基づく指名停止の期間にあるもの（その者を代理人、支配人その他の使用人、又は入札代理人として使用する者を含む。）

ア　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ　落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者

オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

⑻　社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）に加入していない者（ただし、社会保険等の適用が除外されている場合を除く。）

※　⑴～⑻のいずれかに該当する場合は、申請を受理できません。

※　⑺により、いわき市が実施する競争入札への参加を停止されている者については、停止期間満了後の 30 日以内に限り申請を受け付けます。ただし、登録期間は、登録をした日から「３登録期間」の末日までとします。

５　その他

⑴　申請内容のうち「商号又は名称」、「所在地(住所)」、「代表者職氏名」、「登録業種」については、登録後に窓口（契約課）及び市ホームページに公表しますので御承知おきください。

⑵　受付期間終了後は、追加申請受付期間を除き、**重要** **登録業種の追加はできません**。

⑶　登録される所在地は、法人登記に登記されている所在地となります。(法人のみ)

⑷　市内中小企業等の受注機会確保等について

①　本市が発注した工事を下請発注する場合、工事資材を発注する場合、建設機械を購入又は借入する場合及び受注した業務の一部を外注する場合には、透明性の向上と公正な競争の確保に留意しつつ、本市内の中小企業等を優先として活用してください。

②　下請発注する場合には、適正な価格で請け負わせること、下請代金を適正な期間内に支払うことなど、関係法令を遵守し、下請け契約の適正化を図ってください。

③　建設工事において、受注元請負人が社会保険等に未加入の事業者（社会保険等の適用が除外されている場合を除く。）とすべての下請契約をすることは原則として禁止となります。（社会保険等に未加入の下請負人に対しては、加入を指導するなど、適正な労働環境の確保に努めてください。）

６　受付業種一覧

次の表の業務内容別に受付を行います。

分類・番号		業　種　名	業　務　内　容	登　録　資　格　要　件　※1
建築物管理	10	建築物清掃業	建築物における清掃を行う業務	・希望する業種についての都道府県知事の登録証明書の交付を受けていること。 ［建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の２第１項］
	12	建築物環境衛生総合管理業	建築物における清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査であって、建築物における衛生的環境の総合的管理に必要な厚生労働省令で定める程度のものを併せて行う業務	
	13	建築物空気環境測定業	建築物における空気環境の測定を行う業務	
	14	建築物飲料水水質検査業	建築物における飲料水の水質検査を行う業務	
	15	建築物飲料水貯水槽清掃業	建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う業務	
	16	建築物空気調和用ダクト清掃業	建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う業務	
	17	建築物排水管清掃業	建築物の排水管の清掃を行う業務	
	18	建築物ねずみ、こん虫防除業	建築物におけるねずみ、その他厚生労働省令で定める動物の防除を行う業務	
	19	ビル設備管理業	建築物の電気、空調、ボイラー、給排水設備等の保守管理（運転）を行う業務	・ボイラー技士免許の交付を受けていること。 ［労働安全衛生規則第69条］ ・電気主任技術者免状の交付を受けていること。 ［電気事業法第44条］
清掃	21	上下水道清掃業	１　上下水道管及び施設の清掃並びに産業廃棄物処理を行う業務 ２　下水道管内をテレビカメラにより漏水その他の調査を行い併せて止水・堆積した土砂等の除去その他を行う業務	・福島県いわき地方振興局長又はいわき市長の産業廃棄物収集運搬業許可証の交付を受けていること。 ［廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第１項］
	22	一般廃棄物処理施設清掃業	ゴミ処理施設、し尿処理施設、その他一般廃棄物処理施設の設備（配管・貯槽等）の清掃を行う業務	・第2種酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了証 又は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証の交付を受けていること。 ［労働安全衛生法第76条］
	23	浄化槽清掃業	浄化槽の清掃を行う業務	・いわき市長の浄化槽清掃業許可証の交付を受けていること。 ［浄化槽法第35条］
	24	道路清掃業	道路の清掃を行う業務	
	25	機器清掃業	工業用水槽・雨水槽及び建築物内の便器等の機器清掃を行う業務	
設備保守点検	31	浄化槽保守点検業	浄化槽の保守点検を行う業務	・いわき市長の浄化槽保守点検業者登録証の交付を受けていること。 ［浄化槽法第48条第１項］
	32	消防設備保守点検業	消防用設備の保守点検を行う業務	・消防設備士免状又は消防設備点検資格者証の交付を受け、かつ講習義務を果たしていること。 ［消防法第17条の６、消防法施行規則第31条の６第６項］
	33	電気工作物保守点検業	電気工作物の保安、管理及び点検を行う業務	・電気主任技術者免状の交付を受けていること。 ［電気事業法第44条］
	34	昇降機保守点検業	昇降機の保安、管理及び点検を行う業務	・昇降機検査資格者認定書の交付を受けていること。 ［平成12年建設省告示第1104号特殊建物等の敷地等を定期に検査をする者等］
	35	地下タンク及び地下埋設配管定期点検業	浄化センター等の地下タンク及び埋設配管の定期点検を行う業務	・地下タンク等に係る定期点検技術者講習修了証の交付を受けていること。 ［危険物の規制に関する規則第62条の６］
	36	機器保守点検業	機器及び計器類の保守、管理及び点検を行う業務	
	37	上水道施設維持管理業	上水道施設の保守管理及び点検を行う業務（検針メーターの取替等）	・給水装置工事主任技術者免状の交付を受けていること。 ［水道法第25条の５］

分類・番号		業　種　名	業　務　内　容	登　録　資　格　要　件　※1
施設運転管理	41	汚水処理施設運転管理業	処理施設又はポンプ施設の運転管理を行う業務	・下水道法施行令第15条の３に規定する資格を証する書類の交付を受けていること。 ［下水道法第22条第２項］
	42	浄水施設運転管理業	浄水施設及びポンプ施設の運転管理を行う業務（取水・ポンプ運転・計器・管理）	・水道技術管理者資格取得講習会修了証書など受託水道業務技術管理者の資格を証する書類の交付を受けていること。 ［水道法施行令第９条］ ・電気主任技術者免状の交付を受けていること。 ［電気事業法第44条］ ・甲種危険物取扱者免状の交付を受けていること。 ［消防法第13条の２第１項］
	43	ごみ焼却施設運転管理業	ごみ焼却施設（一般廃棄物）の運転管理を行う業務	・廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）認定講習修了証の交付を受けていること。 ［廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条］ ・大気関係第1種公害防止管理者合格証書の交付を受けていること。 ・水質関係第1種又は第3種公害防止管理者合格証書の交付を受けていること。 ［特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第４条］ ・第1種衛生管理者免許の交付を受けていること。 ［労働安全衛生法第12条第１項］
	44	火葬場施設運転管理業	火葬場施設の運転管理を行う業務	・甲種又は乙種第4類の危険物取扱者免状の交付を受けていること。 ［消防法第13条の２第１項］ ・ボイラー技士免許又はボイラー取扱技能講習修了証の交付を受けていること。 ［労働安全衛生規則第69条、労働安全衛生法第76条］
廃棄物処理	51	一般廃棄物処理業	一般廃棄物の収集及び運搬を行う業務	・いわき市長の一般廃棄物収集運搬業許可証の交付を受けていること。 ［廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項］
	52	産業廃棄物収集運搬業	産業廃棄物の収集及び運搬を行う業務	・福島県知事又はいわき市長の産業廃棄物収集運搬業許可証の交付を受けていること。 ［廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第１項］
	53	産業廃棄物処分業	産業廃棄物の中間処理又は最終処分を行う業務	・いわき市長の産業廃棄物処分業許可証の交付を受けていること。 ［廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第６項］　※2
	54	特別管理産業廃棄物収集運搬業	特別管理産業廃棄物の収集及び運搬を行う業務	・福島県知事又はいわき市長の特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証の交付を受けていること。 ［廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の４第１項］
	55	特別管理産業廃棄物処分業	特別管理産業廃棄物の中間処理を行う業務	・いわき市長の特別管理産業廃棄物処分業許可証の交付を受けていること。 ［廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の４第６項］　※2
警備	60	警備業	建築物及びその他の警備を行う業務	・公安委員会の認定を受けていること。［警備業法第４条］ ※令和６年４月１日からの制度改正に伴い、以下の２点を提出すること。 ①作成された標識　②標識が掲示されていることが確認できる書類（ＷＥＢ上で掲載されているページ等を提出すること。） なお、認定証の廃止に伴い、認定証の提出による登録はできません。
	61	機械警備業	建築物の機械警備を行う業務	・機械警備業務開始届出書に受理印のあるもの。［警備業法第40条］
70		松くい虫防除業	山林における松くい虫の被害を受けた立林の駆除を行う業務	
80		運搬業	配送業務	・国土交通大臣許可証又は許可証明書の交付を受けていること。 ［貨物自動車運送事業法第３条］ ・運行管理者選任届を提出していること。 ［貨物自動車運送事業法第18条第１項］
90		芝管理業	芝生の維持管理を行う業務	・造園工事の建設業許可証の交付を受けていること。 ［建設業法第３条］
91		病院内物品管理業	病院内における物品の管理を行う業務	

分類・番号	業　種　名	業　務　内　容	登　録　資　格　要　件
99	その他	不動産鑑定、土地家屋調査、計量証明、人材派遣、クリーニング、上下水道管内テレビカメラ調査、システム開発、情報処理業務、給食業務、一般旅客運送、等	不動産鑑定 ・国土交通大臣又は都道府県知事の登録通知書又は登録証明書の交付を受けていること。 ［不動産の鑑定評価に関する法律第22条］ 土地家屋調査 ・土地家屋調査士登録証明書の交付を受けていること。 ［土地家屋調査士法第８条］ 計量証明 ・計量証明事業登録証の交付を受けていること。 ［計量法第107条］ 人材派遣 ・労働者派遣事業許可証の交付を受けていること。 ［労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第５条］ クリーニング ・クリーニング所検査確認済証の交付を受けていること。 ［クリーニング業法第５条］ 一般旅客運送 ・国土交通大臣許可証又は許可証明書の交付を受けていること。 ［道路運送法第４条］

※１　その他以外の業種については、業種ごとに**重要**「登録資格要件」欄に示す許可、登録等がすべて必要となること。（いずれか一つではない。）

※２　53・55の業種において、廃棄物の処分がいわき市外で行われることとなる場合には、次のとおりとすること。
①　廃棄物処分許可証は、「処分地における都道府県知事等の許可証」に替える。
②　いわき市及び処分地の都道府県知事等の「廃棄物収集運搬業許可証」を添付する。

7　提出書類

(1)　入札参加資格審査に関する提出書類

ア　申請書類は、重要 **番号順に並べ、左側に穴をあけ、とじ紐で綴って提出してください。**

イ　複数の業種を申請する場合、様式２、３は業種毎に作成してください。

ウ　★の書類は、「役務の提供の部」以外にも同時に市に申請している場合において、当該他の申請に原本を添付しているときには、写し(コピー)でも可とします。(「原本は○○の部へ添付」と記載すること)

「○」は必須、「△」は該当者のみ提出

番号	提出書類		新規登録（登録更新）法人	新規登録（登録更新）個人	業種追加	コピー	注意事項
①	入札参加資格審査申請受付確認票（役務の提供の部）		○	○	○	－	・提出書類の□をチェックして提出すること。 ・本票を申請書類の一番上に添付して提出すること。
②	様式１　入札参加資格審査申請書（役務の提供の部）（６枚１組）		○	○	○	－	・申請は、本社名で記入すること。 ・「エ 様式１ 入札参加資格審査申請書に関する確認書類」の説明を熟覧の上、必要書類を添付すること。
③	【法人】履歴事項全部証明書（商業登記事項証明書）		○	－	△	可	・重要 **申請日前３箇月以内に発行されたものであること。** ・身分証明書は、本籍地の市区町村長により発行(証明)されたものであること。 ・法人の業種追加で、前回申請時点から役員や資本金等が変更となっている場合は提出すること。
	【個人】身分証明書　★		－	○	－	不可	
④	国税の納税証明書	【法人】税務署様式「その３の３」	○	－	－	可	・重要 **令和7年4月１日以降に発行されたものであること。** ※ 次の税目に未納がないこと(納期未到来分を除く) 法人：「法人税」及び「消費税及び地方消費税」 個人：「申告所得税等」及び「消費税及び地方消費税」
		【個人】税務署様式「その３の２」	－	○	－	可	
⑤	いわき市税の納税証明書　★		○	○	－	不可	・重要 **令和7年4月１日以降に、別紙「納税証明請求書」により証明されたものであること。** ※ 未納がないこと(納期未到来分を除く)
⑥	登録証明書等		○	○	○	可	・登録を希望する業種ごとに、受付業種一覧の「登録資格要件」に定める許可証、登録証、資格者証の写しとすること。 ・登録等に有効期限のあるものについては、申請日において有効期限を満たしていることが確認できるものであること。
⑦	同意書　★（暴力団等の該当性を警察に照会します。）		○	○	△	－	・**申請日現在**で在職している代表者、役員、監査役等を全員記入すること。 ・役員等の住所は、**住民登録地（住民票の住所）を記載すること。** ・法人の場合は商業登記に記載されている順番で記入すること。 ・業種追加で、前回申請時点から役員等が変更となっている場合は提出すること。
⑧	入札参加資格制限確認票		△	△	－	－	・**申請日時点**でいわき市の入札参加有資格者名簿に登録のない場合は提出すること。
⑨	財務諸表	【法人】貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書	○	－	－	可	【法人】 ・申請日の属する営業年度の前年度の財務諸表であること。 ・申請日現在において前年度決算が完了していないため提出できない場合は、前々年度の財務諸表を提出すること。 【個人】 ・申請日の属する年の前年分の**申告書**の写しであること。(電子申告の場合は右上部に**「受付日時・受付番号」が印字**されているもの。)
		【個人】所得税又は市町村民税の申告書	－	○	－	可	
⑩	様式２　業務経歴書（２－１、２－２）		○	○	○	－	・過去２年間における登録を希望する業務について、登録希望業種ごとに作成すること。
⑪	様式３　技術者経歴書		○	○	○	－	・業種の分類番号（６受付業種一覧参照）の「19、22、32～35、37～44」について登録を希望する場合のみ、申請日現在で業種ごとに作成すること。

⑫	登録通知送付用の切手	○	○	○	－	重要 **110円切手を１枚「①入札参加資格審査申請受付確認票」に添付(クリップ止め)すること。** ※　返信用封筒は不要 ※　110円切手ではないもの(料金受取人払返信用封筒など)は不可 ※　複数の登録部門へ申請する場合、切手は部門ごとに必要
⑬	（希望者のみ） 書類が届いたことを証する書類を希望する場合は、右記の注意事項に沿って、同封してください。 なお、当該書類は、書類の審査終了を証するものではありません。	△	△	△	－	**申請書等に受領印が必要な場合**は、次の書類を提出すること ・受領印が必要な書類（入札参加資格審査申請書のコピーなど） ・返信用の封筒（送付に必要な切手をあらかじめ貼付すること） **当該書類は申請書類の中に綴らず別葉としてください。** ※　「⑭登録通知発送用の切手」とは別に用意すること ※　申請者の独自様式（返信用はがき等）でも可

エ　様式１入札参加資格審査申請書に関する確認書類

入札参加資格審査申請書に記載する事項のうち、次の調査項目についての確認書類です。

項　目		内　容	提出資料
6	社会保険等の加入状況	・審査基準日現在の、雇用保険・健康保険・厚生年金保険の加入状況を確認します。 ※詳細は、９～１３ページをご覧ください。	【申請者全て】 ・雇用保険・健康保険・厚生年金保険に加入し、保険料を納入していることが確認できる書類の写し ※詳細は、９～１３ページをご覧ください。
7	市県民税特別徴収の有無	・審査基準日現在の、いわき市課税の市県民税の特別徴収の状況を確認します。 ※特別徴収についての詳細は、市民税課へご確認ください。	【「有」の場合のみ】 ・市県民税特別徴収税額決定通知書の写し ※表紙部分のみで可（税額部分については黒塗りすること）
8	障がい者雇用の有無	・審査基準日現在の、障がい者雇用状況を確認します。 ①　法定義務のある事業者において法定雇用率以上の障がい者雇用がある場合。 ※　障害者雇用状況報告書の「実雇用率」が法定雇用率を達成していない状況であっても、「身体障害者、知的障害者の不足数」が「0人（不足なし）」であれば、法定義務を達成しているとみなします。 ②　法定義務のない企業において障がい者雇用がある場合 ③　法定義務のある事業者において法定雇用率未満であるが、障がい者雇用がある場合 ※障害者雇用率制度の詳細は、厚生労働省のホームページ又は公共職業安定所（ハローワーク）でご確認ください。	【「有」の場合のみ】 ・①③の場合 公共職業安定所に提出している「障害者雇用状況報告書」の写し ・②の場合　次の書類(A+B)両方 (A)該当者の障害者手帳の写し (B)該当者の雇用の状況が分かる書類の写し（保険証、雇用保険被保険者証等）
9	市内の障害者就労施設等からの調達の有無	・障害者の自立促進のため「障害者優先調達推進法」が施行されたことから、法の趣旨を踏まえ、市として障害者支援に向けた取組みを進めていくにあたり、当該施設からの物品及び役務の調達実績について調査するものです。	【「有」の場合のみ】 ・契約書・領収書など、年月日・金額・品目が記載されており支出されたことが確認できる書類の写し　※１件分のみ添付して下さい

○　入札参加資格審査申請等に係る留意点

審査基準日	・申請書等の記載事項に係る基準日は、入札参加資格審査の申請をする日の属する月の前月の１日です。今回は**令和７年４月１日現在**となります。

《参考》入札参加資格審査申請の流れ

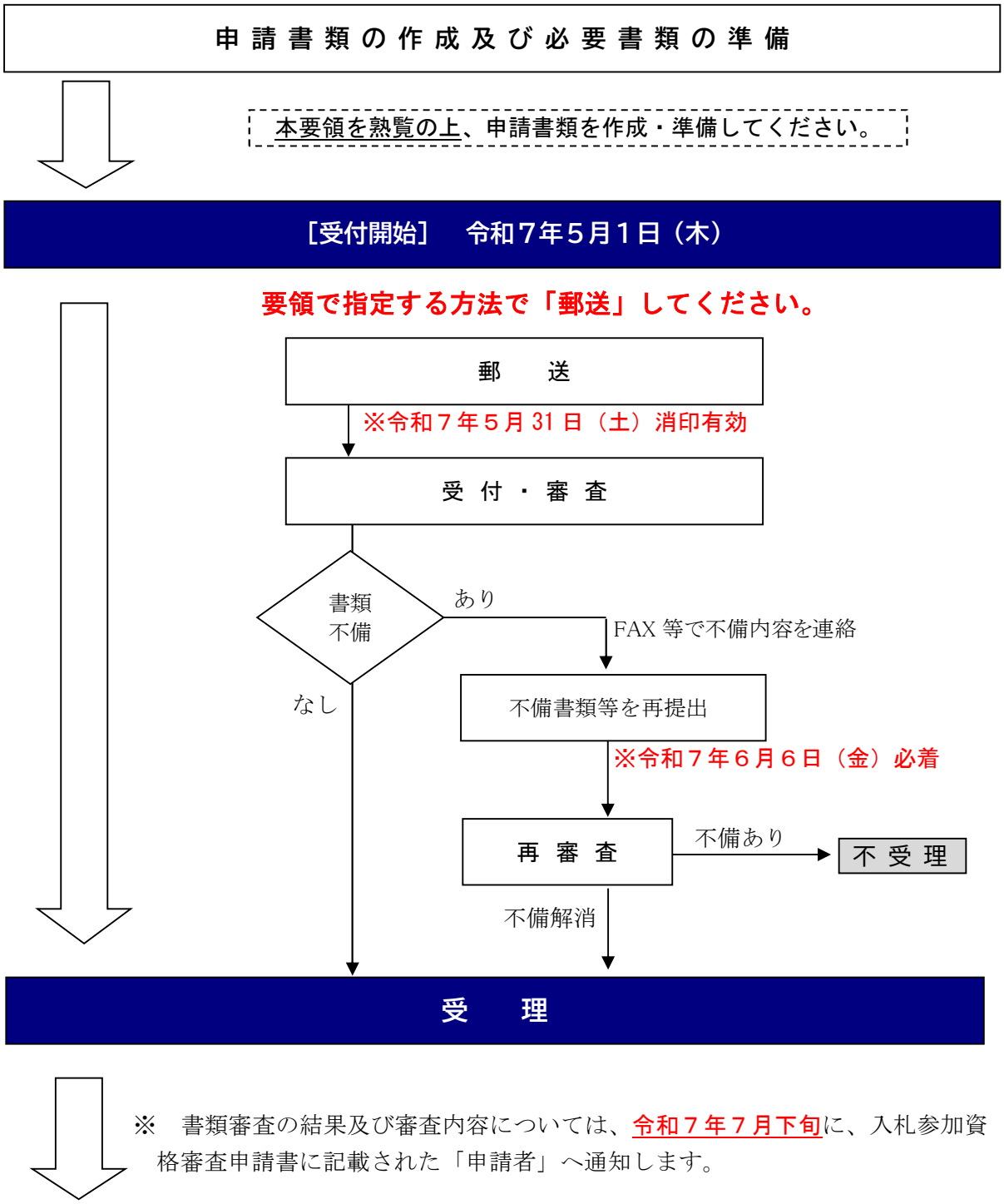

※　書類審査の結果及び審査内容については、令和７年７月下旬に、入札参加資格審査申請書に記載された「申請者」へ通知します。

［入札参加有資格者名簿への登録］
登録の日（令和７年７月下旬）から令和８年３月 31 日まで

※　登録末日以降も継続して登録を希望する場合は、「更新」の手続きが必要です。登録末日の前年の11月（予定）に「更新」の入札参加資格審査申請を受け付けますので、市ホームページ（10月に要領・様式等を掲載予定）でご確認ください。

注意点

社会保険等未加入対策の実施について

いわき市では、労働者の処遇向上と公平で健全な競争環境の構築のため、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していない者（法令の規定により社会保険等の適用除外とされる者を除く。）を市が発注する建設工事等すべての入札等から除外することとなりました。

このことに伴い、入札参加資格審査申請にあたり社会保険等への加入を申請要件としますので御理解願います。なお、**加入が確認できない場合は、申請を受け付けませんのでご注意ください**。

≪実施のスケジュール≫

〇市内事業者の方

令和４年４月１日より適用済み

〇市外事業者の方

令和５年４月１日より適用済み

（※建設工事の部では、平成 28 年度より適用済み）

１　社会保険等の加入義務について

社会保険等の加入義務は次のとおりです。

詳しくは年金事務所又は公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせください。

【社会保険等加入義務一覧】　〇:加入義務あり

事業所区分	常用労働者の数	健康保険 厚生年金保険	雇用保険		適用除外となる保険
法人	１人～	〇	〇		―
	役員のみ	〇	―	→	雇用
個人事業所	５人～	〇	〇		―
	１人～４人	―	〇	→	健保、年金
	１人親方	―	―	→	健保、年金、雇用

健康保険・厚生年金保険

□　法人の場合は、健康保険、厚生年金保険について適用事業所となります。

□　個人事業所の場合は、家族従業員を除く従業員が５人以上の場合に、健康保険、厚生年金保険について適用事業所となります。

□　健康保険については、適用事業所であっても、事業主が健康保険適用除外承認を申請し、年金事務所が承認した場合には適用除外承認を受けることができます。（全国土木建築国保等）

□　適用事業所の該当等、詳しくは最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

雇用保険

□　法人、個人事業所に関わらず労働者を１人以上雇用している場合は、雇用保険について適用事業所となります。

□　役員のみで構成される法人の場合、個人事業主又は同居の親族のみで構成される個人事業所の場合は、雇用保険について原則適用除外となります。

□　適用事業所の該当等、詳しくは最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせください。

２　社会保険等加入状況の確認に関する提出書類について

入札参加資格審査申請にあたり、社会保険等に加入していることが確認できる書類の提出が必要となります。**加入が確認できない場合には、申請を受け付けませんので御注意ください。**

社会保険等加入状況の確認に関する提出書類について

次の書類の写しを提出してください。※1　（黒塗り等はせずに、金額等が見える状態で提出してください）

「健康保険」及び「厚生年金保険」について
→　①　直近月の各保険料を納付したことを証する書類の写し（納入告知書、保険料領収証書等）

「雇用保険」について（②と③両方）　※2
→　②　直近の「労働保険概算・確定保険料申告書」の写し（**雇用保険料部分に記載があるもの**※3）
　　③　直近の保険料を納付したことを証する書類の写し

建設業法に基づく経営事項審査を受けている場合

総合評定値通知書の「その他の審査項目（社会性等）」欄のうち、すべての社会保険等の加入の有無が、「有」もしくは「除外」となっている場合には、上記①～③に代えて、**④総合評定値通知書の写し（申請日時点で有効であるもの）**でも可とします。

※　社会保険等が適用除外である場合は、様式１入札参加資格審査申請書の「社会保険等の加入状況」の各保険項目欄に、除外の理由を記入して下さい。（事実確認のため、別途書類の提出を求める場合があります）

＜注意＞複数の登録部門に申請する場合は、登録部門ごとに書類を添付してください！

※１　関連会社（親会社等）が加入する「健康保険」「厚生年金保険」「雇用保険」に便乗して加入しているため、自社名義の書類を提出できない場合は、次の書類（⑤と⑥両方）を提出してください。
⑤　関連会社が社会保険等に加入していることが確認できる書類（上記「①～③」または「④」の書類）
⑥　今回申請する会社が関連会社の社会保険等に加入する旨が記載された会社の約款等の写し
　又は、今回申請する会社が関連会社の社会保険等に加入している旨が記載された関連会社が作成した証明書類（任意書式）

※２　「雇用保険」について事務組合等へ加入している場合は、次の書類（⑦と⑧両方）を提出してください。
⑦　組合が発行した、直近の「労働保険料等納入通知書」の写し（**雇用保険料部分に記載があるもの**　※3）
⑧　直近の保険料を納付したことを証する書類の写し

※３　「労働保険」とは、「労災保険」と「雇用保険」を総称した表現ですが、市で加入を確認するのは「雇用保険」の部分です。加入の形態によっては「労災保険」のみ加入し、「雇用保険」に加入していないケースがありますので、必ず「雇用保険」の加入が確認できる（雇用保険部分に数字等の記載されている）書類を提出してください。

３　添付資料の例　　※　様式は団体や納付方法等により異なります

「健康保険」及び「厚生年金保険」について

【直近月の各保険料を納付したことを証する書類の写し】

厚生年金保険料を納付していること

保険料納入告知額・領収済額通知書

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納入期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

事業所整理記号	事業所番号		
納付目的年月　年　月	納付期限　年　月　日		
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定	
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	
合　計　額	円		

年　月分保険料	領収日　年　月　日	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
合　計　額	円	

年　月　日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長 印
日本年金機構
年金事務所

様

健康保険について
健康保険組合に加入・納付している場合は
健康保険組合の保険料領収書も提出して下さい。

様

健康保険 介護保険	一般保険料 調整保険料 介護保険料	領　収　証　書	
告知番号	第　　号	所属年度　　年度	
健康保険収入	一般保険料		円
	内訳	基本保険料	円
		特定保険料	円
調整保険料収入	調整保険料		円
介護保険収入	介護保険料		円
納　付　額			円

納付目的　年　月分
納付期限　年　月　日
納付場所

年　月　日

○○○○健康保険組合　印

領収日付印

印

「雇用保険」について

※雇用保険部分について「事務組合」へ加入・納付している場合は次ページをご覧ください。

【直近の「労働保険概算・確定保険料申告書」の写し（コピー）】

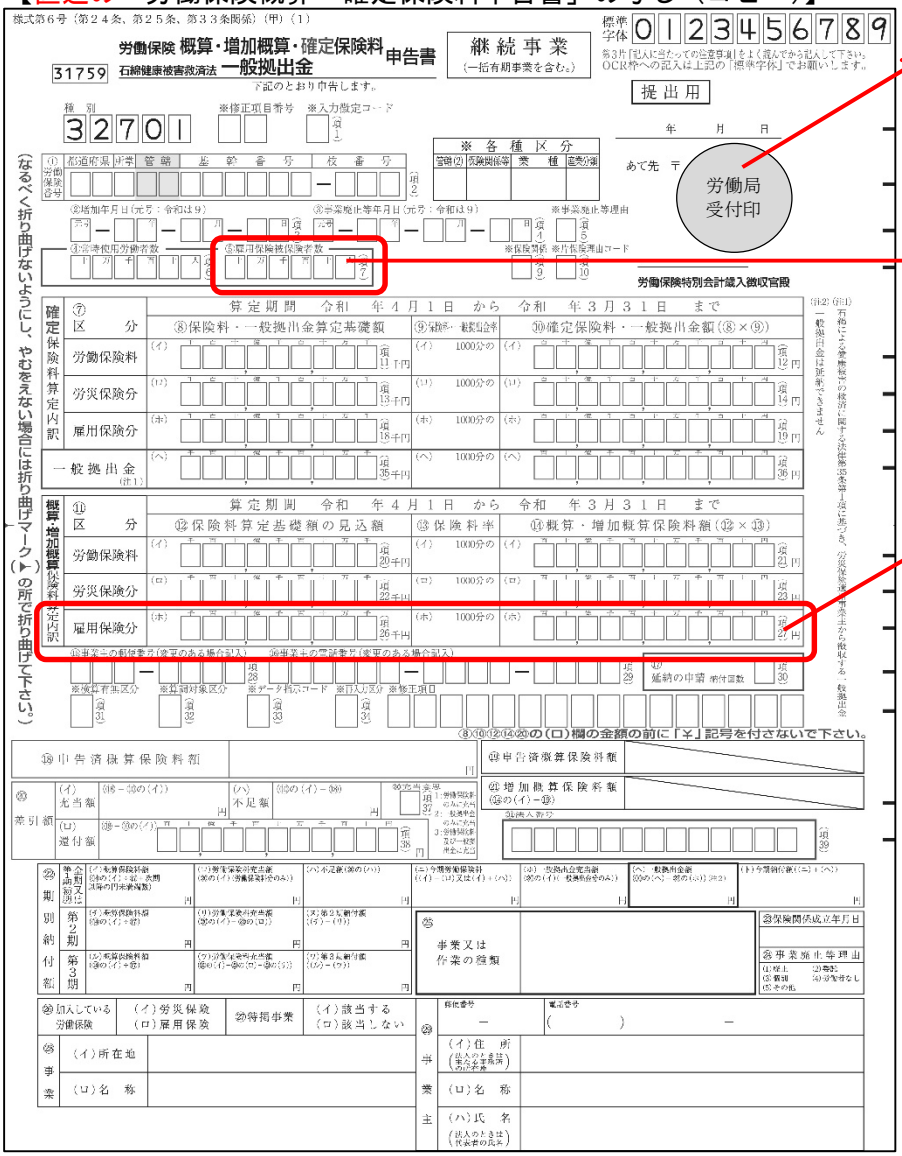

労働局の受付印があるもの
※電子申請の場合は「到達番号・受付番号・受付した労働局」の印字がされているもの。

雇用保険被保険者数に記載があるもの

雇用保険部分に記入があるもの

ただし、労働保険料に労災保険分と雇用保険分の合算が記載されている場合は雇用保険分が空欄でも可（※⑬保険料率欄（イ）（ロ）（ホ）に率の記載があり、「イ＝ロ＋ホ」となる場合に限る）

＋

【直近の保険料を納付したことを証する書類の写し（コピー）】

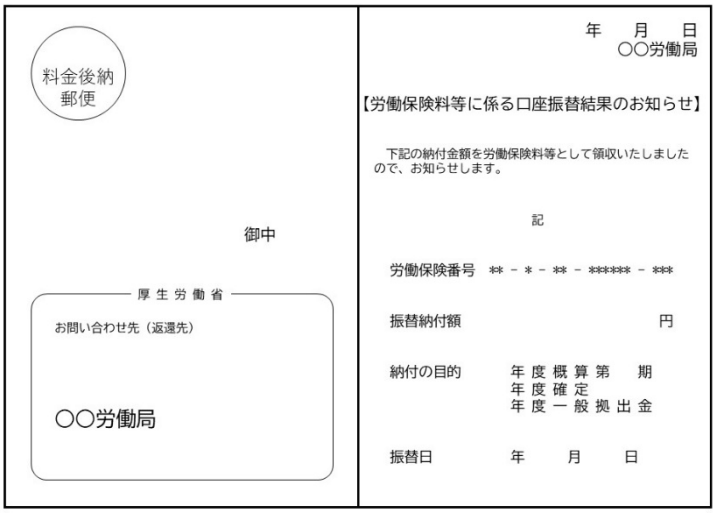

※雇用保険について「事務組合」に加入・納付している場合

※　様式は団体や納付方法等により異なります

【組合が発行した、直近の「労働保険料等納入通知書」の写し】

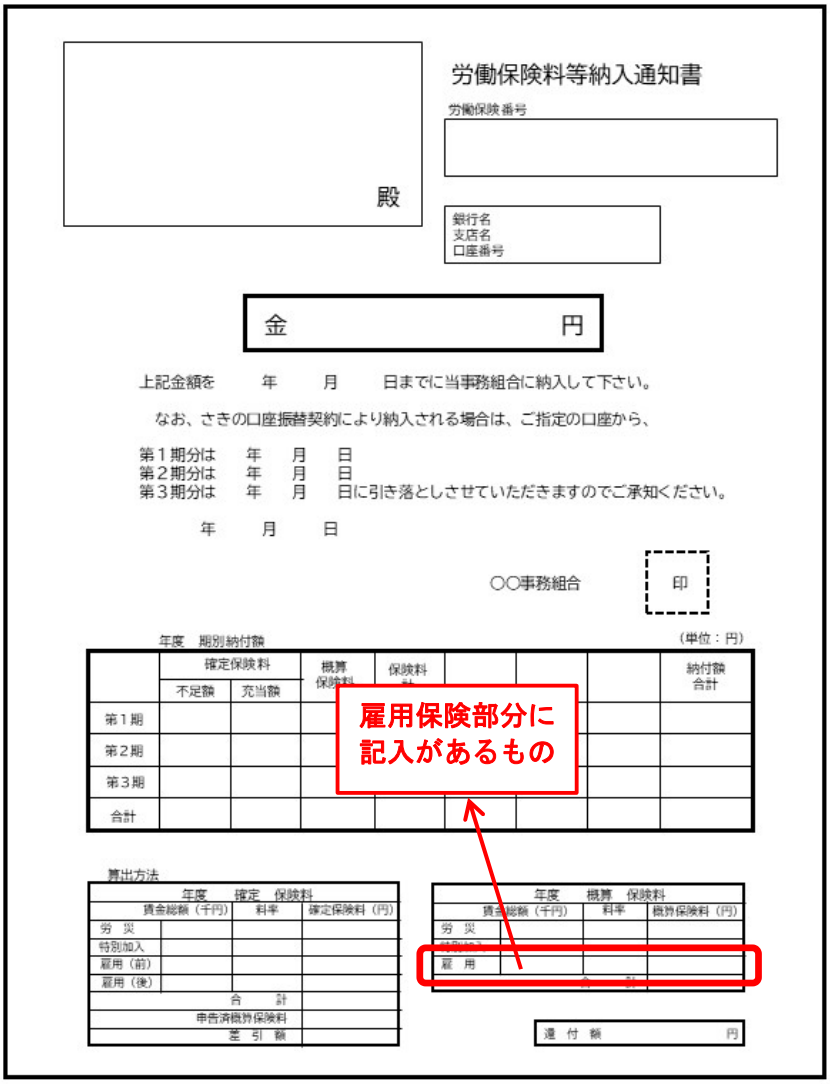

労働保険料等納入通知書

労働保険番号

殿

銀行名
支店名
口座番号

金　　円

上記金額を　　年　　月　　日までに当事務組合に納入して下さい。

なお、さきの口座振替契約により納入される場合は、ご指定の口座から、

第１期分は　　年　　月　　日
第２期分は　　年　　月　　日
第３期分は　　年　　月　　日に引き落としさせていただきますのでご承知ください。

年　　月　　日

○○事務組合　　印

年度　期別納付額　　（単位：円）

	確定保険料		概算保険料	保険料計				納付額合計
	不足額	充当額						
第１期								
第２期								
第３期								
合計								

雇用保険部分に記入があるもの

算出方法

年度　確定　保険料			
	賃金総額（千円）	料率	確定保険料（円）
労　災			
特別加入			
雇用（前）			
雇用（後）			
合　計			
申告済概算保険料			
差　引　額			

年度　概算　保険料			
	賃金総額（千円）	料率	概算保険料（円）
労　災			
特別加入			
雇　用			
合　計			

還　付　額　　円

＋

【直近の保険料を納付したことを証する書類の写し（コピー）】

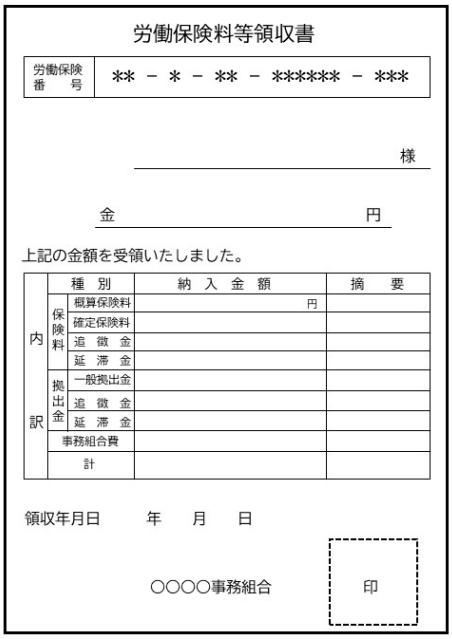

労働保険料等領収書

労働保険番号	** － * － ** － ****** － ***

様

金　　円

上記の金額を受領いたしました。

		種　別	納　入　金　額	摘　要
内訳	保険料	概算保険料	円	
		確定保険料		
		追　徴　金		
		延　滞　金		
	拠出金	一般拠出金		
		追　徴　金		
		延　滞　金		
	事務組合費			
	計			

領収年月日　　年　　月　　日

○○○○事務組合　　印